鮫川村後援名義使用承認事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、団体等が行事を実施するにあたり、鮫川村（以下「村」という。）が後援をする場合の基準及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）行事　イベント、研修会、スポーツ大会その他の集会又は催しものをいう。

（２）後援　村が団体等の行う行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

ア　実質後援　補助金の交付、物的援助、経済的援助、行事の運営に関する人的支援その他直接行事に対し支援を行うもの

イ　名義後援　実質的な援助はないが、村の名義を使用させることにより、後援の意思を表明するもの

（３）団体等　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　国、地方公共団体又はこれに準ずる公共団体

イ　学校又は学校の連合体

ウ　原則として次のすべての要件を具備している団体

（ア）団体の存在及び役員構成が明らかであること

（イ）定款、規約、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること

（ウ）行事遂行能力が十分あると認められること

（エ）公序良俗に反すると認められる団体又は当該団体との関係を有していると認められる団体でないこと

エ　アからウに掲げるもののほか、村長が適当と認めるもの

（方針）

第３条　行事の後援は、原則として名義後援に限るものとする。

２　前項の規定に関わらず、村長は、公益上特に必要と認める場合は、実質後援を行うことができる。

（名義）

第４条　前条に定める後援について使用を承認する名義（以下、「後援名義」という。）は、「鮫川村」とする。

（所管）

第５条　後援に関する事務は、対象となる行事の目的及び内容又は主催する団体等と関係の深い課（以下「所管課」という。）が取り扱うものとする。

２　所管課が明確でない場合、総務課が対応の窓口となり、行事の趣旨及び村との関係性を勘案して所管課に取り次ぐこととし、所管課が判明しないときは総務課が対応するものとする。

（申請の手続き）

第６条　行事を主催し、当該行事に係る後援を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、原則として当該行事開催の１か月前までに後援名義使用承認申請書（様式第１

号）を村長に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、以下に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、村長が認める場合は、省略することができる。
（１）申請者に関する書類として次に掲げるもの
　ア　定款、規約その他これに類するもの
　イ　申請者及び行事関係者の名簿
　ウ　過去の活動実績が分かるもの
（２）行事の内容を明らかにする書類として、次に係るもの
　ア　行事の内容が分かる企画書等
　イ　収支予算書
　ウ　募集に係るポスター、チラシ等の広報物
（３）前二号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
３　村長は、申請書の記載事項に不備があるとき又は申請者から必要な書類が提出されていないときは、補正依頼書（様式第２号）により、相当の期間を定めて、その補正を命じることができる。
４　村長は、申請者が前項の補正に応じないときは、申請を却下することができる。却下の決定を行った場合は、申請者に対して却下通知書（様式第３号）により、速やかに通知しなければならない。
（承認の基準等）
第７条　村長は、前条第１項の申請に係る行事が、村の施策推進に寄与するものと認められ、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当該行事について後援名義の使用を承認することができる。
（１）村民とのかかわりが深いものであること
（２）原則として、会場が村の区域及びこれに隣接する地域等において開催される等、村民の幅広い参加が期待できるものであること
（３）宣伝、営利を目的としないこと
（４）特定の政党、宗教又は政治的信条を支持するものでないこと。また、特定の思想、主義又は主張の普及宣伝に利用される恐れのないこと
（５）公序良俗に反するものでないこと
（６）行事の参加者に対し、寄附金その他の金品の納付を強要するものでないこと。参加者に入場料等の負担を求めるものである場合、その内容が妥当であること
（７）公衆衛生、災害危険防止その他の安全対策が十分に講じられていること
（８）未成年者を対象とした行事にあっては、保護者の同意による参加について十分配慮していること
２　村長は、前項の承認にあたり、必要と認める条件を付することができる。
（通知）
第８条　村長は、前条第１項の承認又は不承認を決定したときは、第６条第１項の申請を受け付けてから原則１か月以内に、申請者に対してその旨を後援名義使用承認通知書（様式第４号）又は後援名義使用不承認通知書（様式第５号）で通知しなければならない。
２　申請者は、前項の承認を受けた場合で、広報媒体に後援を受けた旨の記載を行うとき

は、前項の通知に記載の承認番号を併せて記載するよう努めることとする。
３　村長は、第７条第１項の承認を決定したときは、行事及び申請者の名称、承認番号、承認年月日その他必要な事項を村ホームページで公開することができる。
（報告義務）
第９条　第７条第１項の承認を受けた申請者は、当該承認に係る行事の内容等を変更するときは、速やかに村長に対してその旨を行事内容等変更報告書（様式第６号）で報告しなければならない。
２　申請者は、村長に対して当該行事の実施状況、参加者数、成果、収支状況等について、行事終了日又は後援名義使用期間終了日のいずれか遅い日から原則２か月以内に実績報告書（様式第７号）で報告しなければならない。
３　前項の報告をしなかった申請者については、当該報告を行うまで、村長は第６条第１項の申請を受け付けないことができる。
（承認の取消）
第１０条　村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。
（１）申請者が虚偽の申請により第７条第１項の承認を受けたとき
（２）行事の内容等が変更をされた場合で、当該変更が第７条第１項の承認に重大な影響を及ぼすものであると村長が認めるとき
（３）申請者が第７条第２項の村長が付した条件に違反したとき
２　取消しの効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、村は団体等に対して一切の責任を負わないものとする。
３　取消しに係る団体等に対しては、その責めに帰することができない事由による取消しであると村長が認める場合を除き、当該取消の日から５年間は、原則として承認をしないものとし、当該期間に第６条第１項の申請があった場合は却下する。却下の決定を行った場合は、申請者に対して却下通知書（様式第３号）により、速やかに通知しなければならない。
４　村長は、第１項の取消しをしたときは、直ちに承認取消通知書（様式第８号）を申請者に送付しなければならない。
５　村長は、第１項の取消しをしたときは、行事及び申請者の名称その他必要な事項を村ホームページで公開することができる。
（不正使用）
第１１条　村長は、第７条第１項の承認がされていない行事を主催するもの等が後援名義を使用していた場合、当該者（以下、「不正使用者」という。）に対して、直ちに後援名義の使用停止を後援名義使用停止通知書（様式第９号）により勧告するものとする。
２　前項の通知を行った不正使用者に対しては、当該通知を行った日から５年間は原則として承認をしないものとし、当該期間に第６条第１項の申請があった場合は却下する。却下の決定を行った場合は、申請者に対して却下通知書（様式第３号）により速やかに通知しなければならない。
３　村長は、第１項の通知をしたときは、行事及び不正使用者の名称その他必要な事項を村ホームページで公開することができる。ただし、村長が必要と認める場合は、同項の通知を行う前に、行事及び不正使用者の名称その他必要な事項を村ホームページで公開するこ

とができる。

附　　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和８年１２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の実施期日の前日までに行われた申請の事務の取扱いについては、なお従前の例による。

様式第１号（後援名義使用承認申請書）

年　　月　　日

（あて先）鮫川村長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

（団体の場合）
代表者職・氏名

後援名義使用承認申請書

行事の名称	
行事の概要	
主　催　者	
期　　日	年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　）
会　　場	
入 場 料 等	
対　象　者	
鮫川村以外の後援依頼先	
担当者連絡先	住所　〒 氏名 電話番号 メールアドレス
誓 約 事 項	本行事が、鮫川村後援名義使用承認事務取扱要綱第７条第１項に規定する承認基準に適合していることを制約のうえ、申請いたします。 □　←チェック必須

◎添付書類
（１）申請者に関する事項
　① 定款、規約、その他これに類するもの
　② 申請者及び行事関係者の名簿
　③ 過去の活動実績が分かるもの
（２）行事の内容を明らかにする書類
　① 行事の内容が分かる企画書等
　② 収支予算書
　③ 募集に係るポスター、チラシ等の広報物

◎注意事項
（１）書類の記入漏れや添付書類が不足する場合は、申請を受理いたしません。
（２）チラシやポスター等の印刷物やホームページ、ＳＮＳ等への名義使用は、承認通知を受けてから行ってください。

様式第２号（補正依頼書）

第　　号
年　　月　　日

（申請者名）様

鮫川村長
（公印省略）

後援名義使用承認申請の補正について（依頼）

先に申請のありました下記行事につきまして、以下のとおり補正を依頼します。

記

１．申請年月日　　年　　月　　日

２．行事の名称

３．補 正 内 容

４．補 正 期 限　　年　　月　　日

５．そ　の　他　　上記補正期限までに補正が行われない場合、申請を却下することがあります。

担当課：
住　所：
電　話：
ＦＡＸ：
メール：

様式第３号（却下通知書）

第　　号
年　　月　　日

（申請者名）様

鮫川村長
（公印省略）

後援名義使用承認申請の却下について（通知）

先に申請のありました下記行事につきまして、以下のとおり申請を却下します。

記

１．申請年月日　　年　　月　　日

２．行事の名称

３．却 下 理 由

４．そ　の　他

担当課：
住　所：
電　話：
ＦＡＸ：
メール：

様式第４号（後援名義使用承認通知書）

第　　号
年　　月　　日

（申請者名）様

鮫川村長
（公印省略）

後援名義の使用の承認について（通知）

先に申請のありました行事につきまして、下記の条件のもとで「鮫川村」の後援名義の使用を承認いたします。

記

１．承認行事名
【期日：　　年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　）】

２．承 認 番 号　　第　　号

３．承認の条件
（１）上記１以外の目的に使用しないこと
（２）鮫川村後援名義使用承認事務取扱要綱第７条に規定する承認基準に適合していること
（３）行事の内容等を変更する場合は、速やかにその旨を書面で報告すること
（４）行事終了日又は後援名義使用期間終了日のいずれか遅い日から２か月以内に様式第７号（実施報告書）を提出すること
（５）広報媒体に後援の承認を受けた旨の記載を行う際は、上記２の承認番号を併せて記載するよう努めること

４．そ　の　他
（１）上記の条件に違反した場合、その他本村の後援名義の使用にふさわしくない事実が生じた場合、承認を取り消すことがあります。
（２）実施報告書が提出されない場合、今後、後援名義使用承認申請書を受理できないことがありますので、速やかに提出してください。
（３）承認に係る行事の名称、主催者等を村ホームページで公開予定です。

担当課：
住　所：
電　話：
ＦＡＸ：
メール：

様式第５号（後援名義使用不承認通知書）

第　　号
年　　月　　日

（申請者名）様

鮫川村長
（公印省略）

後援名義の使用の不承認について（通知）

先に申請のありました行事につきましては、下記の理由により「鮫川村」の後援名義の使用について不承認とします。

記

１．行事の名称

２．不承認理由

担当課：
住　所：
電　話：
ＦＡＸ：
メール：

様式第６号（行事内容等変更報告書）

年　　月　　日

（あて先）鮫川村長

申請者
住所又は所在地

氏名又は団体名
（団体の場合）
代表者職・氏名

行事内容等変更報告書

年　　月　　日付け　第　　号により承認された下記の行事について、次のとおり変更します。

行事の名称	
変更内容等	
変更の理由	
担当者連絡先	住所　〒 氏名 電話番号 メールアドレス

様式第７号（実績報告書）

年　　月　　日

（あて先）鮫川村長

申請者
住所又は所在地

氏名又は団体名
（団体の場合）
代表者職・氏名

実績報告書

年　　月　　日付け　第　　号により鮫川村の後援名義の使用を承認された下記の行事について、次のとおり実施しましたので報告します。

行事の名称	
主　催　者	
日　　時	
会　　場	
入 場 者 数	
鮫川村以外の後援依頼先	
行事の成果	
担当者連絡先	住所　〒 氏名 電話番号 メールアドレス

※本報告書のほか、行事の実施状況が分かる以下の書類も合わせて提出してください。
① 使用した名義が記載された広報用チラシ等
② 行事の実施状況がわかる資料（写真、パンフレット、プログラム等）
③ 行事の収支決算書

様式第８号（承認取消通知書）

第　　号
年　　月　　日

（申請者名）様

鮫川村長
（公印省略）

後援名義使用承認の取り消しについて（通知）

年　　月　　日付け　第　　号により承認した下記の行事について、次のとおり承認を取り消します。

記

１．承認行事名

２．承 認 番 号　　第　　号

３．取 消 理 由

４．そ　の　他

（１）　　年　　月　　日まで（取り消しの日から５年間）は、行事の目的及び内容にかかわらず、後援名義使用承認申請書の提出があっても承認できません。

（２）本通知の対象となる行事の名称、主催者名等を村ホームページで公開します。

担当課：
住　所：
電　話：
ＦＡＸ：
メール：

様式第９号（後援名義使用停止通知書）

第　　号
年　　月　　日

（主催者名）様

鮫川村長
（公印省略）

後援名義の使用停止について（通知）

このたび、貴団体（貴殿）において、下記のとおり本村の後援名義を不正に使用している事実を確認しました。

本村の後援名義を使用する場合、鮫川村後援名義使用承認事務取扱要綱第６条第１項の申請を行ったうえで、第７条第１項の承認を得る必要があります。

つきましては、本通知から１０日以内に当該表示の削除をお願いします。

記

１．行事の名称

２．不正使用の事実

３．そ　の　他

（１）　　年　　月　　日まで（本通知の日から５年間）は、行事の目的及び内容にかかわらず、後援名義使用承認申請書の提出があっても承認できません。

（２）本通知の対象となる行事の名称、主催者名等を村ホームページで公開します。

担当課：
住　所：
電　話：
ＦＡＸ：
メール：